

宮医発第 227 号
令和 5 年 5 月 1 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

医療保険関係通知文の送付について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療保険関係について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、下記の通知文をご送付申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員への周知等、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 出産育児一時金等の受取代理制度の届出について（令和 5 年度）
(日医発第 185 号 保険)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について
(日医発第 207 号 保険)

担当：総務部総務課
TEL 022-227-1591
FAX 022-266-1480
E-mail : mma@miyagi.med.or.jp

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について（令和 5 年度）

出産育児一時金等の受取代理制度の届出につきましては、平成 23 年 2 月 7 日付け日医発第 1009 号（保 204）「平成 23 年 4 月以降の出産育児一時金等について」の添付資料「出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について」（平成 23 年 1 月 31 日 保総発 0131 第 1 号 厚生労働省保険局総務課長）において、「届出については 1 年ごとに行うことを予定している」とされております。

令和 5 年度も引き続き受取代理制度を導入するが、令和 4 年度の届出の内容に変更のある診療所、受取代理制度を利用している全ての病院および直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が 100 件超であって、かつ収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%未満の診療所については、令和 5 年 5 月 26 日（金）までに、添付資料の（別添 2）「受取代理制度変更届」に必要事項を記入の上、届出を行っていただく必要があります。

なお、令和 5 年度においても受取代理制度を引き続き導入する診療所であって、令和 4 年度の届出の内容（施設の基本情報・年間の分娩取扱件数が 100 件以下又は収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%以上）に変更がない場合には、改めて届出をする必要はありません。

また、令和 5 年度より新規に受取代理制度を導入する医療機関につきましては、添付資料の（別添 1）「受取代理制度導入届」に必要事項を記入の上、令和 5 年 5 月 26 日（金）までに届け出る必要があります。

さらに、令和 4 年度までに届出している医療機関において、既に受取代理制度の活用を廃止している医療機関は、添付資料の（別添 3）「受取代理制度廃止届」に必要事項を記入の上、令和 5 年 5 月 26 日（金）までに届出を行う必要があります。今後、受取代理制度の活用を廃止する医療機関につきましては、受取代理制度を廃止することが明らかになった時点で、添付資料の（別添 3）「受取代理制度廃止届」に必要事項を記入の上、届け出いただくことになります。

受取代理制度を導入している医療機関の名称及び所在地につきましては、届出をもとに、厚生労働省において一覧を作成の上、医療保険者に対して情報提供するとともにホームページで公表することとしております。（添付資料（別紙）「受取代理制度を導入している医療機関等施設一覧（令和 4 年 8 月 1 日現在）」を参照されたい。）

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度以降の届出の取扱いにつきましては、改めて示される予定となっております。

<添付資料>

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について

(令 5.4.14 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について

出産育児一時金等の受取代理制度の届出については、「出産育児一時金等の受取代理制度の届出について」（令和 4 年 6 月 22 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡（以下「令和 4 年事務連絡」という。））で、その取扱いを示してきたところです。

令和 4 年事務連絡の 3（1）で、改めて令和 5 年度以降の受取代理制度の届出の取扱いをお示しすることとしていましたが、今回、受取代理制度の更新等に関する届出の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴会会員への周知等をお願い申し上げます。

記

1 対象医療機関等

対象医療機関等は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 6 号厚生労働省保険局長通知）の別添 2 「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」（最終改正：令和 5 年 3 月 30 日）の第 3 のとおり、年間の平均分娩取扱件数が 100 件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等とする。

2 届出方法について

（1）令和 5 年度において、新規に受取代理制度を導入する医療機関等

令和 5 年度において、受取代理制度を新規に導入する予定である医療機関等は、「受取代理制度導入届」（別添 1）又は下記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、令和 5 年 5 月 26 日（金）までに下記送付先あて必着するよう、FAX、郵送又はメールにて送付すること。

※上記の提出締切日以降に新たに分娩の取扱いを開始した医療機関等であって、受取代理制度を導入するものについては、分娩取扱開始後速やかに送付すること。

（2）令和 4 年度までに届出している医療機関等

令和 4 年度までに届出を行っている医療機関等について「受取代理制度を導入している医療機関等施設一覧（令和 4 年 8 月 1 日現在）」（別紙参照。以下「リスト」という。）のとおりまとめているため、リストに記載されている医療機関等については（ア）又は（イ）の対応を行うこと。

（ア）令和 4 年度においても、受取代理制度を引き続き利用する医療機関等

令和 4 年度においても、受取代理制度を引き続き利用する以下の医療機関等は

「受取代理制度変更届」（別添2）又は下記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、令和5年5月26日（金）までに下記送付先あて必着するよう、FAX、郵送又はメールにて送付すること。

- ・受取代理制度を利用する全ての病院
- ・施設基本情報等に変更がある診療所及び助産所
- ・直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が100件超、かつ収入に占める正常分娩に関する収入の割合が50%未満の診療所及び助産所

※直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が100件以下、または収入に占める正常分娩に関する収入の割合が50%以上の診療所及び助産所であって、施設の基本情報等に変更がない場合には、「受取代理制度変更届」（別添2）を届出する必要はないこと。

(イ) 受取代理制度の活用を廃止している医療機関等

既に受取代理制度の活用を廃止している医療機関等は、「受取代理制度廃止届」（別添3）に必要事項を記載の上、令和5年5月26日（金）までに下記送付先あて必着するよう、FAX、郵送又はメールにて、送付すること。

(3) (1) 又は (2) の締切日以降、施設の基本情報等を変更する医療機関等

施設の基本情報等を変更する医療機関等は、「受取代理制度変更届」（別添2）又は下記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載（別添2の2への記載は、不要）の上、速やかに下記送付先あてFAX、郵送又はメールにて、送付すること。

(4) (1) 又は (2) の締切日以降、受取代理制度の活用を廃止する医療機関等

受取代理制度の活用を廃止する医療機関等は、受取代理制度を廃止することが明らかになった時点で、「受取代理制度廃止届」（別添3）又は下記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、速やかに下記送付先あてFAX、郵送又はメールにて、送付すること。

(送付先) 厚生労働省保険局保険課企画法令第1係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線3250)

03-3595-2556 (直通)

FAX : 03-3504-1210

E-mail : hokenka-hourei@mhlw.go.jp

(ホームページ) 厚生労働省 出産育児一時金の支給額・支払方法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shussan/index.html

3 留意事項

(1) 令和6年度以降の届出の取扱いについて

令和6年度以降の届出の取扱いについては、おおよそ1年ごとに、改めて届出の取扱いについて示す予定であること。

(2) 医療保険者への情報提供

受取代理制度を導入する医療機関等の名称及び所在地については、届出をもとに、厚生労働省において一覧を作成し、医療保険者あて情報提供するとともにホームページで公表することとしているので、あらかじめ承知おき願いたいこと。

(3) 直接支払制度との違いについて

出産育児一時金の「直接支払制度」は、医療機関等が審査支払機関へ出産費用の請求を行い、保険者から審査支払機関を経由して医療機関等に支払われる仕組みである。一方で、「受取代理制度」では、被保険者が保険者に出産育児一時金等の支給請求を行い、医療機関等が被保険者に代わって受け取る仕組みである。

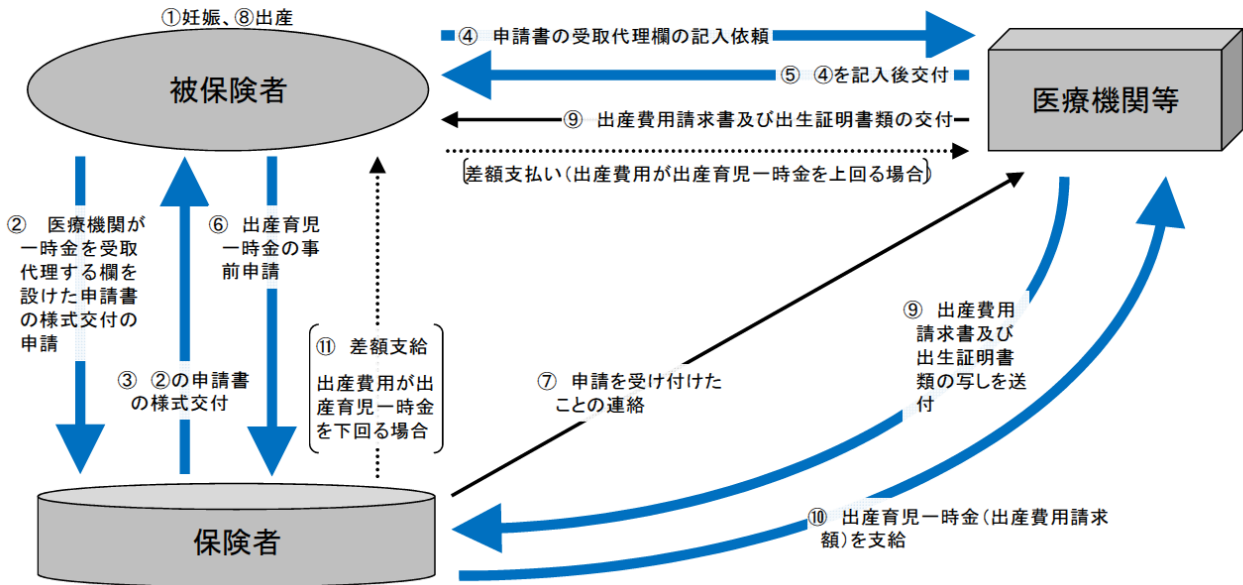
「受取代理制度」では、「直接支払制度」に比べて支払いまでの期間が比較的短くなると考えられるが、医療機関と個別保険者との間の手続きや、被保険者から保険者への手続き等の事務負担が生ずる。（【参考】参照。）

この事務連絡は、「受取代理制度」を活用する施設から、必要に応じて届出を求めるものであり、「直接支払制度」のみを活用する医療機関等は届出不要であること。

【参考】

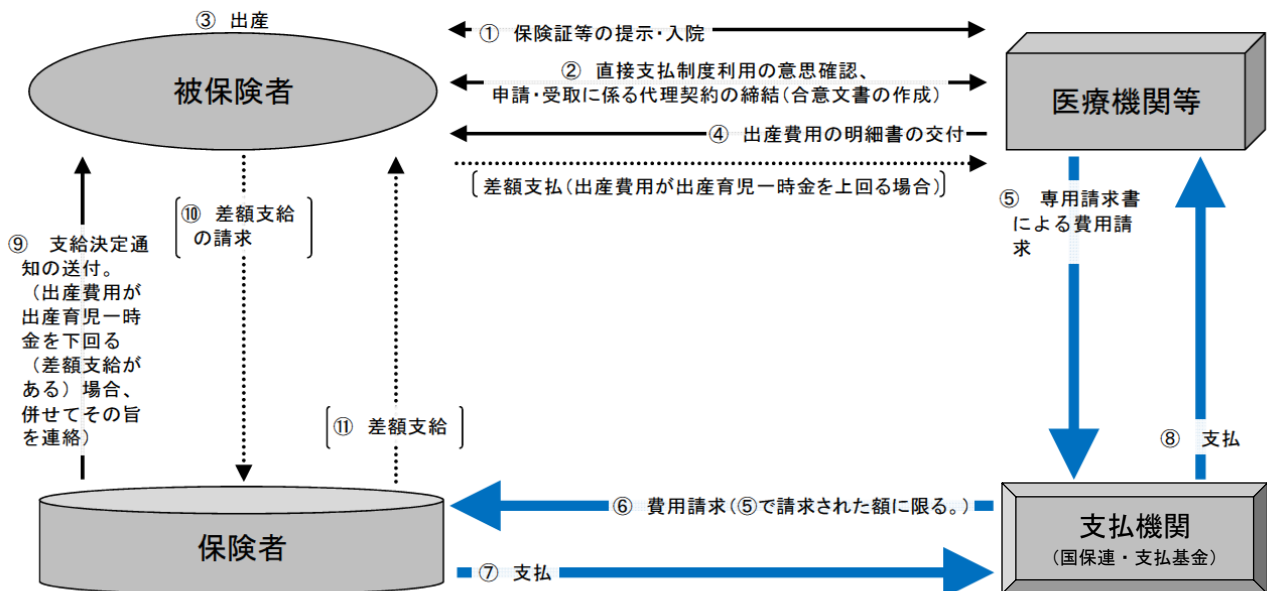
受取代理制度

被保険者が保険者に出産育児一時金の支給申請を行い（下図の矢印⑥）、医療機関等が被保険者に代わって受け取る仕組み（下図の矢印⑩）。



直接支払制度

医療機関等が出産費用の請求を行い（下図の矢印⑤⑥）、保険者から支払機関を経由して医療機関等に支払われる仕組み（下図の矢印⑦⑧）。



受取代理制度導入届 提出施設一覧

令和4年8月1日現在

都道府県	名称	所在地
北海道	医療法人社団 Blossam 苗穂レディースクリニック	北海道札幌市東区本町2条5-2-4
	ありじゅマタニティハウス	北海道札幌市白石区菊水1上町2条1-46-90
	助産院 エ・ウ・ポ	北海道札幌市西区発寒6条10-10-3
	助産院 マタニティアイ	北海道釧路都路都路町曙1-1-14
	医療法人礼風会 五輪橋マタニティクリニック	北海道札幌市南区南39条西11-1-30
	独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院	北海道札幌市豊平区中の島1-8-3-18
	リヲ助産院	北海道旭川市神居 7条6丁目
	北海道立子ども総合医療・療育センター	北海道札幌市手稲区金山1条1-240-6
	助産院 月天心	北海道札幌市厚別区厚別南7丁目7-17
	青森	藤井産婦人科医院
医療法人 苔米地レディースクリニック		青森県八戸市大字沢里字下沢内36-1
岩手	伊東産婦人科医院	岩手県宮古市田の神1-3-7
宮城	医療法人社団 新富谷S・Sレディースクリニック	宮城県黒川郡富谷町成田9-1-20
	医療法人社団 桂高森S・Sレディース	宮城県仙台市泉区高森1-1-194
秋田		
山形		
福島	渡辺産科婦人科	福島県いわき市常磐関船町2丁目-7-1
	呉竹産婦人科麻酔科医院	福島県福島市野田町4-8-21
	医療法人かたよせクリニック産科・婦人科	福島県いわき市常磐西郷町字金山70-1
	もみじ助産院	福島県郡山市田村町大善寺字上野代4-1
茨城	医療法人寿恵会 船橋レディースクリニック	茨城県古河市諸川657-3
	柴田マタニティクリニック	茨城県土浦市桜町4-13-20
群馬	医療法人翠松会 松原医院	群馬県高崎市新保町1585-1
	鈴木助産院	群馬県太田市丸山町250-7
埼玉	飯島医院	埼玉県さいたま市浦和区駒場1-12-1
	医療法人成蹊会 成田レディースクリニック	埼玉県蓮田市馬込2172-1
	医療法人社団泰誠会 永井クリニック	埼玉県三郷市上彦名607-1
	医療法人 長岡産婦人科医院	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸2-3-10
	水上レディースクリニック	埼玉県草加市新栄町484-1
	中島産婦人科医院	埼玉県戸田市下戸田2-10-5
	柳田産婦人科医院	埼玉県川口市青木4-5-34
	めぐみ助産院	埼玉県新座市野火止6-15-10
	高瀬洋子	埼玉県朝霞市三原3-17-20
	さくら助産院	埼玉県さいたま市北区吉野町1-395-1
	松浦助産院	埼玉県さいたま市南区内容3-21-18 1-103
	愛助産院	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-178-7
	大塚産婦人科小児科医院	埼玉県新座市片山1-16-3
	医療法人社団 稔誠会 高橋レディースクリニック	埼玉県三郷市采女1-232
	助産院 未来	埼玉県戸田市下前2-2-12
	増子麻里	埼玉県北足立郡伊奈町学園3-102-3
	独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	埼玉県和光市諏訪2-1
	千葉	大川レディースクリニック
川間太田産婦人科医院		千葉県野田市岩2-7-1
宗田マタニティクリニック		千葉県市原市根田320-7
寺島医院		千葉県市川市新田4-15-21
丸山助産院		千葉県八千代市高津東2-8-18
なちゆるらばあす のべ		千葉県松戸市栗ヶ沢781-3
瑞生助産院		千葉県市原市北国分寺台2-3-15
助産院ねむねむ		千葉県南房総市海老敷422-1
医療法人社団吉祥会 加藤病院		千葉県木更津市高柳2-12-31
佐藤助産院		千葉県南房総市山名922-1
東京	医療法人社団翔生会 楠医院	東京都板橋区赤塚6-23-14
	きりんウィメンズクリニック葛西	東京都江戸川区中葛西5-2-41
	赤川クリニック	東京都杉並区上荻1-24-6
	吉田産婦人科医院	東京都台東区池之端2-5-44
	医療法人社団こひつじ会 横川レディースクリニック	東京都足立区保木間1-22-15
	医療法人社団正裕会 井上レディースクリニック	東京都立川市富士見町1-26-9
	池下レディースクリニック東雲	東京都江東区東雲2-1-21
	大川産婦人科医院	東京都日野市多摩平3-14-4
	産婦人科野口医院	東京都大田区大森北4-25-5
	待木医院	東京都足立区西竹の塚2-13-17
	小川クリニック	東京都豊島区南長崎6-7-11
	野原産婦人科クリニック	東京都中野区上高田3-39-12
	しらすぎふれあい助産院	東京都中野区鷺宮3-3-6
	豊島産婦人科	東京都杉並区西荻南4-3-19
	医療法人社団SJS 金子レディースクリニック	東京都調布市調布ヶ丘3-19-13
	マザリーズ助産院	東京都調布市深大寺北町4-13-51
	医療法人社団 久保田産婦人科病院	東京都練馬区東大泉3-29-10
	医療法人社団Leialoha 中野産婦人科医院	東京都小平市津田町1-4-8
	医療法人社団徳裕会 砂町産婦人科	東京都江東区南砂4-2-13
	医療法人社団 宇都宮病院	東京都清瀬市元町1-4-41
	葛西産婦人科	東京都江戸川区東葛西6-8-6
	医療法人社団慶福会 中村医院	東京都葛飾区新小岩2-35-4
	医療法人社団 青木産婦人科医院	東京都世田谷区赤堤5-30-15
	医療法人社団医経会 武蔵野病院	東京都三鷹市下連雀4-8-40
	子宝助産院	東京都小平市仲町489-5
	たかはし助産院柴又マタニティハウス	東京都葛飾区柴又1-26-15
	助産婦石村	東京都江東区東陽3-21-11-101
	大森助産院	東京都大田区中央7-12-16
	松が丘助産院	東京都中野区松が丘1-10-13
	あにちえ助産院	東京都江戸川区江戸川11-27-83
	矢島助産院	東京都国分寺市東元町1-40-7
	みのやま助産院	東京都立川市一番町4-49-18
	Be born助産院	東京都世田谷区祖師谷6-13-13
	麻の実助産所	東京都練馬区中村南1-35-12
	さかもと助産所	東京都東久留米市小山5-1-35
	まなみ助産院	東京都三鷹市大沢5-10-23
	HINA助産院	東京都足立区加平3-14-12
	とくおか助産院	東京都日野市東平山2-16-4

受取代理制度導入届 提出施設一覧

令和4年8月1日現在

都道府県	名称	所在地	
東京都	一般社団法人アクア・パースハウス	東京都世田谷区桜丘4-16-21	
	まんまる助産院	東京都立川市若葉町2-1-1	
	目白助産所	東京都豊島区雑司が谷2-24-11	
	なかま助産所	東京都練馬区桜台4-33-22	
	ひとみ助産院	東京都八王子市山田町1692-2	
	杉浦ウイメンズクリニック	東京都江戸川区南篠崎町1-6-11	
	ひな助産院	東京都足立区加平3-14-12	
	お産の家 せたがや	東京都世田谷区船橋5-4-3	
	医療法人社団 理弘会 岩倉病院	東京都江戸川区南小岩7-28-4	
	明日香医院	東京都杉並区高井戸西2-16-21	
	医療法人社団祐喜会 加塚医院	東京都豊島区駒込2-5-5	
	医療法人社団ワンアンドオンリー 新横浜母と子の病院	神奈川県横浜市港北区烏山町650	
	会沢産婦人科医院	神奈川県大和市中央林間9-7-22	
	医療法人社団 池川クリニック	神奈川県横浜市金沢区大道2-5-13	
神奈川県	医療法人社団 仲町台レディースクリニック	神奈川県横浜市都筑区仲町台3-7-21	
	医療法人びゅあ いのうえクリニック	神奈川県川崎市宮前区宮崎5-14-2	
	熊切産婦人科	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町10-2	
	辻井産婦人科医院	神奈川県横浜市青葉区美しが丘3-5-2	
	けい産婦人科クリニック	神奈川県相模原市中央区田名1744-1	
	医療法人社団 近藤産婦人科	神奈川県川崎市中原区上丸子山王町1-1454	
	古橋産婦人科	神奈川県小田原市南町2-1-43	
	医療法人社団 田所産婦人科	神奈川県相模原市中央区相模原3-5-23	
	大江医院	神奈川県川崎市川崎区川中島1-13-2	
	医療法人社団善方会 よしかた産婦人科	神奈川県横浜市港北区小机町2430	
	こどもの国レディースクリニック	神奈川県横浜市青葉区奈良1-18-10	
	レディースクリニック フォレストヴェルデ	神奈川県横浜市都筑区中川中央2-5-11	
	ウバウバハウス岡本助産院	神奈川県川崎市中原区下小田中1-6-11	
	セラビ助産院	神奈川県中郡二宮町山西1259	
	エンジェルパース山方助産院	神奈川県横浜市瀬谷区本郷1-6-2	
	助産院パースあおば	神奈川県横浜市青葉区鶴志田町509-1中谷都第3ビル1階	
	横浜きりがおかマタニティクリニック	神奈川県横浜市緑区霧が丘3-16-1	
	石川	うきた産婦人科医院	石川県金沢市新神田4-7-25
		手取川クリニック	石川県能美郡北北町菅ヶ屋199
		頼助産院	石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘1-296-2
		ひまわり助産院	石川県金沢市泉野出町4-13-22
		すみれ助産院	石川県白山市山島台1-47
	福井	藤井医院	福井県越前市文京1-6-28
山梨	長坂クリニック	山梨県笛吹市石和町小石和2645	
長野	野村ウイメンズクリニック	長野県岡谷市中央町3-1-36	
	医療法人裕生会 丸山産婦人科医院	長野県長野市南千歳町982	
	助産所ドゥーラえむあい	長野県伊那市日影534-1	
	出張助産所 たんてjnc	長野県大町市社4240-3	
	まつば助産院	長野県松本市波田5838-17	
	医療法人 羽場医院	長野県飯田市駄科536-3	
	はぎもと助産院	長野県飯田市八幡町593-1	
	医療法人社団御代田中央記念病院院内産院音々	長野県北佐久郡御代田町御代田4107-40	
	パースコンダクター 楽育	長野県飯田市三日市場1317-8	
	医療法人仁雄会 穂高病院	長野県安曇野市穂高4634番地	
医療法人花岡医院 花岡レディースクリニック	長野県小諸市市町5-4-16		
岐阜	石原産婦人科	岐阜県岐阜市芥見蛭峨2-145	
	ローズベルクリニック	岐阜県可児市下恵土野林2975-1	
	アルプスベルクリニック	岐阜県高山市山田町310	
	酒向産婦人科	岐阜県可児市今渡1886	
	森己助産所	岐阜県大垣市美和町1731-4	
	ゆりかご助産院	岐阜県各務原市蘇原大島町1-49	
静岡	石井第一産科婦人科クリニック	静岡県浜松市浜北区小松4498-5	
	医療法人社団 臼井医院	静岡県下田市2-3-27	
	おはな助産院	静岡県御前崎市白羽6621-1070	
	お茶畑助産院	静岡県袋井市豊沢2159	
	藤枝第一助産院	静岡県藤枝市青葉町4-11-25	
	うぶこえ長瀬助産院	静岡県浜松市東区大瀬町413-1	
	中島産婦人科医院	静岡県富士市青島町160	
	医療法人健芳会アイ・レディースクリニック	静岡県焼津市坂本457	
	医療法人社団 鈴木レディースクリニック	静岡県藤枝市大洲4-7-15	
	関谷レディースクリニック	静岡県沼津市西権路149-1	
	あんずクリニック産婦人科	静岡県磐田市大久保 896-39	
	賛育産婦人科医院	静岡県浜松市北区初生町799	
	愛知	渡辺マタニティクリニック	愛知県豊川市牛久保町城跡36
福井産婦人科医院		愛知県春日井市藤山台2-1-12	
平針北クリニック		愛知県日進市赤池町屋下306-2	
医療法人 川合産婦人科		愛知県名古屋市中区西区坂井戸町191	
フォレストベルクリニック		愛知県名古屋市中区上志段味	
セブンベルクリニック		愛知県稲沢市小池4-122	
グリーンベルクリニック		愛知県豊田市若林東町棚田160-1	
エンジェルベルクリニック		愛知県岡崎市錦町5-1	
ロイヤルベルクリニック		愛知県名古屋市中区緑区鳴海町水広下93-195	
平竹クリニック		愛知県名古屋市中区東区敷島町48-1	
おおはらマタニティクリニック		愛知県岡崎市洞町宇西浦8-1	
清水産婦人科		愛知県名古屋市中区天白区植田西2-902	
半田市立半田病院		愛知県半田市東洋町2-29	
名古屋パースクリニック		愛知県名古屋市中区東区引山3-201	
はっとりクリニック	愛知県一宮市木曾川町黒田中針口北ノ切37		
三重	助産所中井	三重県志摩市阿児町甲賀4686-3	
	助産所 マタニティハウス「ひまわり」	三重県鈴鹿市高塚町1066-31	
滋賀	医療法人 ちばレディースクリニック	滋賀県栗東市小柿6-10-37	
	うたな助産所	滋賀県近江八幡市牧町808	
	磯部助産院	滋賀県蒲生郡竜王町山之上5287	
京都	医療法人信誠会 横関産婦人科	京都府長岡京市滝ノ町1-1-21	
	医療法人木本会 鈴木産婦人科	大阪府大阪市此花区春日出北2-6-8	

受取代理制度導入届 提出施設一覧

令和4年8月1日現在

都道府県	名称	所在地	
大阪	吉田医院	大阪府枚方市伊加賀南町5-4	
	医療法人 正木産婦人科	大阪府八尾市山本町北1-2-22	
	医療法人仁久会 藤原産婦人科	大阪府交野市梅が枝44-3	
	医療法人 近藤産婦人科	大阪府大阪市西淀川区柏里2-2-12	
	医療法人孝知会 芦原産婦人科クリニック	大阪府枚方市養父西町15-15	
	医療法人 南野産婦人科クリニック	大阪府東大阪市鴻池本町6-26	
	医療法人 西川医院	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2-16-10	
	うめかげレディースクリニック	大阪府豊中市服部元町1-1-7	
	りつ出張助産院	大阪府大阪市都島区都島中通3-20-1	
	ふなき助産院	大阪府大阪市鶴見区鶴見3-6-26	
	ゆずりは助産院	大阪府枚方市水室台1-44-32	
	助産院あもう	大阪府大阪市平野区長吉出戸5-4-2-502	
	柏助産院	大阪府大阪市東成区大今里西2-7-16	
	motherゆり助産所	大阪府大阪市生野区巽南3-12-9	
	市立池田病院	大阪府池田市城南3-1-18	
	兵庫	たなべ産婦人科	兵庫県神戸市灘区森後町3-5-30
		中川産婦人科クリニック	兵庫県西宮市柳本町4-16
		カク・西本協同産婦人科	兵庫県洲本市本町3-1-27
		医療法人社団私立二見レディースクリニック	兵庫県明石市二見町東二見207
医療法人社団 アイビスマキクリニック		兵庫県明石市小久保2-14-10	
産科婦人科大原クリニック		兵庫県尼崎市南武庫之荘3-21-24	
ハーモニーレディースクリニック		兵庫県神戸市西区学園西町5-2-5	
産科・婦人科 衣笠クリニック		兵庫県尼崎市若王寺2-15-5	
産科・婦人科 みずとりクリニック		兵庫県神戸市北区藤原台北町7-2-7	
秋山助産院		兵庫県神戸市長田区二葉町2-5-10	
大野助産院		兵庫県加古川市山手3-25-3	
いなお助産院		兵庫県神戸市灘区中原通5-2-21	
助産院ツルマタニティクリニック		兵庫県西宮市市庭町6-19	
奈良		医療法人慈生会 岡村産婦人科	奈良県奈良市西木辻町30-10
	心友助産院	奈良県北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方260-3	
	芽愛助産院	奈良県天理市前栽町274-1	
	ふじ助産院	奈良県天理市樺本町2071-8	
	鳥取赤十字病院	鳥取県鳥取市尚徳町117番地	
岡山	医療法人 産婦人科山下クリニック	岡山県岡山市北区楯津394-1	
広島	医療法人社団 松田医院	広島県東広島市八本松町飯田101	
	柴田産婦人科皮膚科	広島県三原市城町1-19-10	
山口	医療法人社団日の浦会 佐々木産婦人科	広島県広島市東区戸坂中町6-8	
	マミーズハウス	山口県岩国市尾津町2-12-40	
徳島	助産院 赤ちゃんのほっぺ	山口県山口市大内長野419-4	
	医療法人清芳会 春名産婦人科	徳島県徳島市南二軒屋町1-2-55	
	メイブルクリニック 高橋産婦人科	徳島県徳島市福島2-2-8	
香川			
愛媛	マミー助産院	愛媛県四国中央市土居町北野甲587-3	
高知	菊地産婦人科医院	高知県四万十市中村桜町19	
福岡	小林レディースクリニック	福岡県筑後市大字水田993-1	
	にじいろ助産院	福岡県福津市本木1230-4	
	助産院 町のさんばさん	福岡県北九州市八幡西区千代4-9-8	
佐賀			
長崎	立石産婦人科医院	長崎県諫早市栄町7-6	
	医療法人TOGつきやま産婦人科	長崎県佐世保市光月町1-23	
	レディースクリニックICHIRO	長崎県長崎市京泊3-10-15	
熊本	斐助産院	熊本県熊本市広木町15-26	
	医療法人州裕会産科婦人科 まつおレディースクリニック	熊本県荒尾市荒尾4160-257	
	愛甲産婦人科麻酔科医院	熊本県人吉市駒井田町1951	
大分			
宮崎	産婦人科いきめの社クリニック	宮崎県宮崎市大字柏原407-1	
鹿児島	医療法人 平野エンゼルクリニック	鹿児島県鹿児島市上荒田町31-21	
沖縄	パークレーレディースクリニック	沖縄県浦添市当山2-2-11パークレーズメディカルモール5階	

受取代理制度導入届

1. 施設の基本情報等について、記載願います。

※(2)・(3)については、該当するものに○を付してください。

※助産所においては、(3)への記載は不要です。

(1) 施設名称	
(2) 施設属性①	ア 医療機関 ・ イ 助産所
(3) 施設属性②	ア 産婦人科単科 ・ イ その他
(4) 所在地	
(5) 連絡先	TEL : FAX : 担当者 :

2. 以下の(1)及び(2)について、直近の会計年度の実績を記載願います。

※令和5年4月以降に新たに分娩を取り扱うこととなった医療機関等については、分娩取扱開始月の取扱件数等を記載してください。

(実績の記載が困難な場合は、見込みを記載)。

(1) 分娩取扱件数 (件)	
(2) 医業収入に占める正常分娩に係る収入の割合 (%)	

3. 受取代理制度を活用する理由を記載願います。 (任意・自由記載)

(例) ・直接支払制度への対応が、資金繰りの面から困難であるため

・直接支払制度への対応が、事務負担の面から困難であるため

出産育児一時金等の受取代理制度の活用を希望するので、本届を提出いたします。

年 月 日 (代表者名)

(注意事項)

2. の(2)における医業収入は、次の①から③までの収入とします。

- ①入院診療収入…保険診療収入（医療保険、公費負担医療など）、公害等診療収入（公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険など）、その他の診療収入（自費診療、特別室の特別料金など）
- ②外来診療収入…保険診療収入、公害等診療収入、その他診療収入
- ③その他の医療関係収入…助産又は妊婦等の保健指導による収入、学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収入、受託検査収入、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料など

受取代理制度変更届

1. 施設の基本情報等について、記載願います（変更箇所の下線を引いてください）。

※(2)・(3)については、該当するものに○を付してください。

※助産所においては、(3)への記載は不要です。

(1) 施設名称	
(2) 施設属性①	ア 医療機関 ・ イ 助産所
(3) 施設属性②	ア 産婦人科単科 ・ イ その他
(4) 所在地	
(5) 連絡先	TEL : FAX : 担当者 :

2. 以下の(1)及び(2)について、直近の会計年度の実績を記載願います。

※直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が100件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に関する収入の割合が50%以上の診療所及び助産所は、2への記載は不要です。

(1) 分娩取扱件数 (件)	
(2) 医業収入に占める正常分娩に係る収入の割合 (%)	

出産育児一時金等の受取代理制度の活用に関する届出の内容を変更するので、本届を提出いたします。

年 月 日 (代表者名)

(注意事項)

2. の(2)における医業収入は、次の①から③までの収入とします。

- ①入院診療収入…保険診療収入（医療保険、公費負担医療など）、公害等診療収入（公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険など）、その他の診療収入（自費診療、特別室の特別料金など）
- ②外来診療収入…保険診療収入、公害等診療収入、その他診療収入
- ③その他の医療関係収入…助産又は妊婦等の保健指導による収入、学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収入、受託検査収入、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料など

受取代理制度廃止届

1. 施設の基本情報等について、記載願います。

※(2)・(3)については、該当するものに○を付してください。

※助産所においては、(3)への記載は不要です。

(1) 施設名称	
(2) 施設属性①	ア 医療機関 ・ イ 助産所
(3) 施設属性②	ア 産婦人科単科 ・ イ その他
(4) 所在地	
(5) 連絡先	TEL : FAX : 担当者 :

2. 受取代理制度の活用を廃止する日について、記載願います。

受取代理制度の活用廃止日	年 月 日
--------------	-------

出産育児一時金等の受取代理制度の活用を廃止するので、本届を提出いたします。

年 月 日 (代表者名)

日医発第 207 号（保険）

令和 5 年 4 月 1 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかると疑義解釈資料の送付について

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和 5 年 4 月 3 日付け日医発第 4 号（保険）「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」、令和 5 年 4 月 7 日付け日医発第 112 号（保険）「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」により、ご連絡申し上げたところでありますが、今般、これらに記載された内容等について、疑義解釈が添付資料のとおり厚生労働省より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について

(令 5.4.17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和5年4月17日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかる疑義解釈資料の送付について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日保険局医療課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年4月6日保険局医療課事務連絡）において、診療報酬上の特例の見直し等について示したところであるが、これらの事務連絡に記載された内容等について、別添のとおり疑義解釈を取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

問1 院内トリージ実施料(300点)を算定できる「受入患者を限定しない外来対応医療機関」には、受入患者を限定しない形に令和5年8月末までの間に移行する外来対応医療機関を含めるとされているが、算定開始時点で受入患者を限定している医療機関について、どのように令和5年8月末までに移行する旨を示せばよいか。

(答) 受入患者を限定しない形での受け入れを開始する時期(例:令和5年〇月から)を示した文書を院内に掲示すること。

問2 院内トリージ実施料(300点)又はB000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数(147点)を算定する場合に必要な感染予防策とは具体的にどのようなものを想定されているか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第9.0版」及び一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第5版」等に示す内容に沿って、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

問3 区分番号「A234-2」の「1」感染対策向上加算1の施設基準における「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制」について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後においては、どのような保険医療機関が該当するか。

(答) 現時点では、令和5年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関の指定を受けていたことがある医療機関のうち、過去6か月以内に新型コロナウイルス感染症患者(院内クラスターにより感染した患者など当該医療機関に入院後に新型コロナウイルス感染症と診断された患者を除く。)に対する入院医療の提供の実績がある医療機関が該当する。

なお、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問8は廃止する。

問4 区分番号「A234-2」の「2」感染対策向上加算2の施設基準における「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて…疑い患者を受け入れる体制」について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後において、どのような保険医療機関が該当するか。

(答) 現時点では、地域の診療所からの要請等に応じて新型コロナウイルス感染症を疑う患者を救急患者として診療し新型コロナウイルス感染症と診断する場合に、必要に応じて当該患者の受入が可能な体制を確保したうえで、過去6か月以内に新型コロナウイルス感染症患者（院内クラスターにより感染した患者など当該医療機関に入院後に新型コロナウイルス感染症と診断された患者を除く。）に対する入院医療の提供の実績がある医療機関が該当する。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問9は廃止する。

問5 区分番号「A000」初診料の注11及び区分番号「A001」再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算（以下単に「外来感染対策向上加算」という。）並びに区分番号「A234-2」の「3」感染対策向上加算3の施設基準における「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて・・・発熱患者の診療等を実施する体制」について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後において、どのように考えたらよいか。

(答) 現時点では、外来対応医療機関（「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の2.（3）において示す発熱患者等の診療に対応する医療機関をいう。）であって、その旨を公表している医療機関のうち、受入患者を限定しない又は受入患者を限定しない形に令和5年8月末までに移行することとしているものが該当する。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問10は廃止する。

問6 新型コロナウイルス感染症患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合、救急医療管理加算1（950点）を算定できるとされているが、当該医療機関が入院調整を行わず、各都道府県・保健所設置市・特別区、医療関係団体、他医療機関、あるいは外部業者等が入院調整を実施した場合に算定は可能か。

(答) 不可。

問7 新型コロナウイルスに感染した（感染の疑いがある場合を含む）医師が無症状であるなどにより自宅等において療養を行っている場合に、保険医療機関以外に所在する当該医師が、患者に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合、当該診療にかかる診療報酬を算定することは可能か。

（答）可能。ただし、情報通信機器を用いた診療を実施する場合は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和5年3月一部改訂））に示される医師の所在に関し最低限遵守する事項を遵守すること。なお、A000 初診料、A001 再診料又はA002 外来診療料注1 ただし書きに規定する点数を算定する場合には、情報通信機器を用いた診療を実施した場所について、事後的に確認可能な場所であること。

問8 介護医療院若しくは介護老人保健施設（以下「介護医療院等」という。）、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設」という。）に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合について、「往診ではなく、看護職員とともに施設入所者に対してオンライン診療を実施した場合は救急医療管理加算1（950点）を算定できる。」とされているが、看護職員とは介護医療院等又は介護老人福祉施設の看護職員又はオンライン診療を実施する医療機関の看護職員のどちらが対応してもよいのか。

（答）そのとおり。

なお、当該医療機関の看護職員が当該施設に赴いて対応する場合、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料及び精神科訪問看護・指導料を別に算定できない。

問9 高齢者施設等における施設外への入院等に係る特例について、「リハビリテーション・介護サービスとの連携が充実した病棟」の要件として「ニ 感染管理やコロナ患者発生時の対応について、地域の介護保険施設等と連携していることが望ましいこと」とあるが、介護保険施設等とは具体的にどのような施設を指すか。

（答）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所が該当する。

問 10 高齢者施設等における施設外への入院等に係る特例について、「リハビリテーション・介護サービスとの連携が充実した病棟」の要件として「ニ 感染管理やコロナ患者発生時の対応について、地域の介護保険施設等と連携していることが望ましいこと」とあるが、地域の介護保険施設等との連携について、具体的にどのような体制を想定しているか。

(答) 具体的には以下のような体制を想定している。

- ・介護保険施設等からの電話等による相談への対応ができること
- ・介護保険施設等に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合について、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならぬと判断した場合に往診を実施できること
- ・やむを得ない理由により上記往診の実施が難しい場合において、オンライン診療ができること
- ・介護保険施設等に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染し、往診又はオンライン診療を実施した際に入院の可否の判断及び必要に応じた入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)ができること

※参考:「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容 について(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発令和5年3月17日付事務連絡)」

問 11 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準、地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療環境体制加算、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所及び在宅療養支援歯科診療所の施設基準に規定する研修について、オンライン会議システムやWEB配信を含むe-learning形式等を活用し、研修を実施することは可能か。

(答) 可能。オンライン会議システムやe-learning形式等を活用して研修を実施する場合、出席状況の確認、研修時間の確保、受講者からの質問への対応、研修内容の理解度確認等が行えるような形式で実施すること。

例えば、

- ・オンライン会議システムを活用する場合、受講者は原則としてカメラをオンにし、主催者が出席状況を確認できるようにする。
- ・e-learning形式の場合、主催者が、受講者の学習時間、進捗状況を含め受講前後のテスト等の実施により研修の完了を把握する。
- ・受講者からの質問等について、オンライン会議システムの場合は、チャットシステムや音声発信を用いることや、e-learning形式の場合は、

別途質問を受け付け、回答できるような運用を行い、必要に応じ質問・回答について研修会の Web ページに掲載する。
などが考えられる。

問 12 特定薬剤管理指導加算 2 の施設基準において、「保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会」に保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年 1 回以上参加することが求められているが、当該研修会はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて実施されるものでも差し支えないか。

(答) よい。

問 13 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、令和 5 年 5 月 8 日から変更することとされているが、令和 5 年 5 月 7 日以前より入院している患者における令和 5 年 5 月 8 日以降の特例の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 令和 5 年 5 月 31 日までの間は、変更前の特例に基づいて算定すること。なお、令和 5 年 6 月 1 日以降は、当該患者の入院日にかかわらず、変更後の特例に基づいて算定すること。